

第3章 機械分野の職業訓練の基準見直し

第3章 機械分野の職業訓練の基準見直し

第1節 基準見直しの枠組み

1-1 法、施行規則及び通達

公共職業訓練施設において訓練を実施する場合、訓練の水準を維持するため訓練基準を遵守しなければならない。訓練実施にあたっては、厚生労働省職業能力開発局長通達や職業能力課長通達により、更に詳細を規定している。

1-2 別表の考え方

昭和60年10月1日付け発能第30号「職業訓練法の一部を改正する法律の施行について」で別表に係る弾力化が図られた（図3-1）。

1 教科

別表の教科の欄には、訓練目標到達に必要な最低限の内容の科目を定めていること。各職業訓練施設におけるニーズ等を考慮しつつ、それぞれの訓練科ごとに適切な科目を追加し自主編成ができること。

2 設備

別表の設備の欄には、訓練科ごとに最低限必要とする設備を定めていること。

1-3 基準見直しの枠組み

基準の見直しにあたっては、別表に係る教科の細目及び設備の細目ともに最低限のものが示され、その他の訓練すべき教科については、地域の人材育成ニーズ等を勘案してそれぞれの施設が設定しなければならないこと、設備も同様に基準で規定しているものは最低限必要であることを踏まえ、以下の判断基準をもって研究会の議論を行った。

1 教科

教科については、訓練基準に定める最低限の教科であるかの判断を行う。

2 設備

設備についても教科と同様に、基準として最低限必要な設備にしなければならないかの判断を行う。

第2節 教科の細目、設備の細目及び技能照査の基準の細目の見直し

基準見直しに係る研究会は、第2章「機械分野の人材育成動向」第1節から第4節までの各種調査結果を基に議論を行い、教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目の見直しを行った。

特に第2章「機械分野の人材育成動向」を検討した結果、技術革新が進み技術的な進展は見られるが、だからこそ基礎技能・技術をしっかりと教育訓練しなければならないことが確認されて、基準見直しを進めることとなった。

2-1 教科の細目の見直し

専門課程（生産技術科、制御技術科、精密電子機械科、産業機械科及びメカトロニクス科）及び応用課程（生産機械システム技術科）について研究会で議論の結果、教科の細目を見直した（別添3-1）。

2-2 設備の細目の見直し

専門課程（生産技術科、制御技術科及び産業機械科）及び応用課程（生産機械システム技術科）について研究会で議論の結果、設備の細目を見直した（別添3-2）。

2-3 設備の細目の新規作成

厚生労働省からの要請により、設備の細目が定められていなかった専門課程（メカトロニクス科、精密電子機械科）について研究会で議論を踏まえて、設備の細目を新設した（別添3-3）。

新設にあたっては、教科の細目、設備の細目の両方が既に定められている生産技術科、制御技術科、産業機械科を比較検討し、教科の細目を検討したうえで設備の細目を作成する手順とした（別添3-4、別添3-5）。

2-4 技能照査の基準の細目の見直し

技能照査の基準の細目の見直しは、教科の細目及び設備の細目の変更により、技能照査の基準を見直す必要が生じた場合に限り見直すこととして議論を行ったが、結果として、見直す必要が無いことが研究会で確認された。

図3-1 別表の考え方

教科は、最低限の内容を示しており、それ以外については、実施者が、地域ニーズ・産業ニーズを勘案した弾力的な訓練を展開できるようにしている。

各教科について詳細な時間は定められていないが、教科の細目等を参考として、また、地域ニーズ・産業ニーズを加味した教科目を追加するなどして自主編成できる。

※ 例示の「機械系機械加工科」では、総訓練時間1,400時間のうち定めのあるものは、850時間(約6割)であり、残り550時間(約4割)については定められていないので、訓練実施者が自主編成できる。

上記教科の訓練を展開するに当たり、最低限必要な設備機器を示している。

訓 練 科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教 科	訓練期間 訓練時間 総時間	訓練期間及び訓練時間(単位は時間とする。)	種 別	設 備
機械系	専攻科						
機械系	機械加工科	<p>機械加工における基礎的な技能及びこれに関する知識</p> <p>C工作機械等による各種切削加工及び研削加工並びに機械の組立てにおける技能並びにこれに関する知識</p>	<p>一 系基礎</p> <p>1 学科</p> <p>① 機械工学概論</p> <p>② 電気工学概論</p> <p>③ N生産工学概論</p> <p>④ 材料力学</p> <p>⑤ 機械図学</p> <p>⑥ 機械工作法</p> <p>⑦ 測定法</p> <p>⑧ 安全衛生</p> <p>⑨ 実技</p> <p>⑩ コンピュータ操作基本実習</p> <p>⑪ 製図基本実習</p> <p>⑫ 安全衛生作業法</p> <p>二 専攻科</p> <p>1 学科</p> <p>① 切削加工法及び研削加工法</p> <p>② 金型工作法</p> <p>③ 測定及びひげがき実習</p> <p>④ NNCプログラミング実習</p> <p>⑤ 機械工作実習</p> <p>⑥ 切削加工及び研削加工実習</p>	<p>訓練期間</p> <p>一年</p> <p>訓練時間</p> <p>一、四〇〇</p> <p>三〇〇</p> <p>総時間</p> <p>一、五〇〇</p> <p>一、〇〇〇</p> <p>三〇〇</p>	<p>建物その他</p> <p>機械</p> <p>その他</p>	<p>教室</p> <p>実習場</p> <p>工作機械類</p> <p>情報処理用機器類</p> <p>計測器具類</p> <p>型器具及び型用器具類</p> <p>教材類</p>	

施行規則別表